

〈組合員のみなさまへ〉

# JA自転車俱乐部

賠償責任補償特約付帯交通事故傷害保険

自転車事故による相手方への賠償や  
ご自身のケガへの充実した補償



自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。ご自身がケガをするだけではなく、歩行者にケガをさせたり、他人の財物を壊して、高額な賠償金を請求されるケースもあります。



衝突などにより  
他人にケガをさせる



他人の財物に損害を与える



転倒などによるご自身のケガ

## 日常生活における賠償責任と交通事故等によるケガを補償する JA自転車俱楽部をおすすめします

こんなときに保険金をお支払いします。

### 賠償責任事故例

### 賠償責任保険金(賠償事故解決特約付帯)

(示談交渉サービス付)



自転車で通行人にケガを  
させてしまった。



駐車中の車に自転車で  
キズを付けてしまった。



ショッピング中にお店の商品を  
壊してしまった。



飼い犬が他人にかみついて  
ケガをさせてしまった。

### 示談交渉サービス

賠償責任保険金(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたることがあります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

### ご注意ください

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が共栄火災との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

### プラス

### 交通事故例

### 死亡、後遺障害、入院、手術保険金

#### 乗物によるケガ



乗物にはねられたときのケガ



乗物に乗っているときのケガ

#### 駅の改札口を入ってから 出るまでの間のケガ



駅のホームの階段で転んでケガをした。

#### 乗物の火災によるケガ



バスの火災でケガをした。



## JA自転車倶楽部の特長は…

- 日本国内・国外を問わず、日常生活における賠償責任と交通事故等によるケガを、お手ごろな保険料で補償します。
- 賠償責任の補償は「示談交渉サービス」が付いていますので、日本国内においてご家族(※)が加害者となる賠償事故の場合には、共栄火災の専任スタッフがご家族に代わって示談交渉を行います。  
(※)ご家族とは、被保険者ご本人、その配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。
- 入院保険金は入院1日目からお支払いの対象となり、ケガの治療を目的として手術を受けられた場合には手術保険金をお支払いします。
- ご加入に際して、健康診断を受けていただく必要はありません。また、被保険者ご本人の年齢によるご加入の制限もありません。
- 1年毎の補償終了時には、ご契約が自動継続されますので手間がかからず、保険の付け忘れといった心配もありません。



## 補償内容と保険金額

(保険期間:1年、保険料の払込方法:一時払)

補償内容	被保険者※1 (保険の補償を受けられる方)	保険金額
賠償責任の 補償	被保険者ご本人 配偶者 その他のご親族	賠償責任保険金額 (自己負担額0円) (示談交渉サービス付)
交通事故等 による ケガの補償※2	被保険者ご本人	死亡・後遺障害保険金額 612万円
		入院保険金日額 7,000円
		手術保険金額 入院保険金日額の 10倍または5倍
年間保険料		4,800円

※1 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲について、右ページの【補償の概要】の※1をあわせてご覧ください。

※2 通院の補償はありませんのでご注意ください。

- JA自転車倶楽部は、被保険者ご本人の年齢によるご加入の制限はありません。
- ご契約は、脱退のお申し出がない限り自動的に継続されます。
- 自動継続停止のお申し出につきましては、補償終了日の4か月前頃にご加入者に送付される「自動継続のご案内」に記載の共栄火災コールセンター(JA団体傷害保険コールセンター)へお電話いただくことでお手続きできます。  
※通話料は無料です。

## ご加入のみなさまへの特典

### まごころ健康ダイヤル

JA自転車倶楽部にご加入いただいたお客様に専用ダイヤルサービスをご提供します。

専用の無料ダイヤル※1にお電話のうえ、「JA〇〇(JA名)で自転車倶楽部に加入している者です。」とお申し出いただきます。

サービス名	サービス内容等
健康・介護相談	健康・介護に関し、専門スタッフが相談をお受けいたします。毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談、全国の医療機関の情報提供など。
年金相談	国民年金や厚生年金等、公的な年金に関する相談を社会保険労務士がお受けいたします。
税務相談	所得税や相続税等、税金に関するさまざまな相談を税理士がお受けいたします。
法律相談	業務上のトラブル、日常生活におけるトラブルや相続に関する相談等、さまざまな法律相談を弁護士がお受けいたします。

※1 サービス利用の無料ダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者証にてご案内します。

※2 祝日および年末年始を除きます。 ※3 当日10時より先着順で予約受付を行っています。

# 《補償の概要》

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
(賠償事故解決特約付帯) 賠償責任保険金	<p>次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者*(保険の補償を受けられる方)本人の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</li> <li>○被保険者*の日常生活に起因する偶然な事故</li> <li>*被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の事故に限ります。</li> </ul>	<p>損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額</p> <p>(注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。</p> <p>(注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額</p> <p>②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> $\text{保険金の額} = \frac{\text{損害の額}}{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$ <p>(注4)訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害賠償責任</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(*3)</li> <li>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。)</li> <li>●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p>など</p>
死亡保険金	被保険者(*1)が交通事故等(*4)によりケガ(*5)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者(*1)、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</li> <li>●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによるケガ(*3)</li> <li>●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ</li> <li>●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ</li> <li>●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ</li> <li>●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないもの</li> </ul> <p>(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
ケガ(傷害) 後遺障害	被保険者(*1)が交通事故等(*4)によりケガ(*5)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>(注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</li> </ul>
入院保険金	被保険者(*1)が交通事故等(*4)によりケガ(*5)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>(注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。</li> <li>(注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してお支払いできません。</li> </ul>
手術保険金	被保険者(*1)が交通事故等(*4)によりケガ(*5)をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術(*6)を受けられた場合	<p>以下の金額をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。</p> <p>①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10</p> <p>②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5</p> <p>(注)交通事故等により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</li> </ul>

(※1)~(※6)については以下のとおりです。

(※1)被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。

なお、下記の統柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人*	配偶者	その他のご親族*
賠償責任保険金*3	○	○	○
ケガ(傷害)	○	—	—

\*3 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

〈同居となる場合の例〉 ●同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合 ●病院に一時的に入院されている場合など

〈同居とならない場合の例〉 ●単身赴任、海外赴任している場合 ●介護施設に永続的に入所されている場合など

(※2)住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。

(※3)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガまたは損害賠償責任は補償の対象となります。

(※4)交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故、または運行中の乗物の火災、爆発などの事故
- 運行中の乗物に乘っている間の「急激かつ偶然な外來の事故」
- 乗客として駅などの乗降場の改札口を入ってから出までの乗降場における「急激かつ偶然な外來の事故」
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路運行中の衝突、接触による事故、および工作用自動車の火災、爆発などの事故
- 乗物の火災による事故

(※5)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(※6)対象となる手術は以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

## ケガの補償に関して特にご注意いただきたい事項

- 病気等による身体の障害は、補償の対象となりません。
- 病気等が先行して発症した事故によるケガ・死亡は補償の対象となりません。
- 事故発生前から存在していた病気・ケガ等により、事故によるケガ(身体障害)が重くなった場合には、その影響を控除して保険金のお支払い額を算定します。

## ※「急激かつ偶然な外來の事故」とは?

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性…突然に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性…事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外來性…身体の外部からの作用によるもの

上記3項目に該当しない例

- 日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、外傷によらないヘルニア、○○症・△△炎(疾病名称)、自殺、原因不明の死、など

この保険においては「乗物」としてお取扱いしないものがあります(スケートボード、キックボード、ストライダー等)。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

# 《重要事項説明書》

## ■契約概要のご説明 ([JA自転車倶楽部] 交通事故傷害保険)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) JA自転車倶楽部(団体傷害保険制度)の仕組み

JA自転車倶楽部は、全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)を保険契約者とし、JAの組合員の方を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする団体契約です。被保険者の負担される保険料につきましては、事務取扱者であるJAがご負担額をとりまとめ、一括してお支払いいただくこととなります。

#### (2) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が交通事故でケガをされたとき、または交通乗用具の火災によってケガをされたときに保険金をお支払いします。また、日本国内外において生じた次の①または②の事故により、被保険者が他人にケガをさせたり、他の人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

- ①被保険者ご本人およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故
- ②被保険者ご本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

#### (3) 補償内容

##### ①保険金をお支払いする場合

パンフレット内面に記載の(補償の概要)「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

##### ②保険金をお支払いできない主な場合

パンフレット内面に記載の(補償の概要)「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

\*主なものを記載しています。詳細は「交通事故傷害保険普通保険約款・特約」でご確認ください。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### (4) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間(保険のご契約期間)は、ご契約の始期から1年間です。保険期

間終期日以降は、特段のお申し出がない場合は、自動的に1年間の自動継続を行います。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の月の1日となりますので、ご不明な点は取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### (5) 引受条件(保険金額等)

実際にご加入いただくお客様の保険金額(ご契約金額)については、パンフレット内面に記載の「補償内容と保険金額」をご参照ください。

**J A自転車倶楽部のご加入は、お一人様一口のみが限度となります。**なお、一口を超えて加入された場合、加入限度口数までご契約を解約いただきますが、そのご契約の補償開始日から解約日までの期間に相当する保険料は返還しません。

### 2. 保険料

保険料は、年額4,800円です。

### 3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は一時払で、各JAにて開設している貯金口座から引落します。

### 4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

### 5. 脱退時の返戻金の有無

このJA自転車倶楽部(団体傷害保険制度)から脱退される場合は、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返戻金としてお支払いする場合があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

## ■注意喚起情報のご説明 ([JA自転車倶楽部] 交通事故傷害保険)

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

### 1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、本保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご加入内容を十分にご確認ください。

### 2. 告知義務等

#### (1) ご加入における注意事項(加入依頼書の記載上の注意事項)

①ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では「加入依頼書」に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)の職業  
職種

○他の保険契約

(注)「他の保険契約」とは、標準傷害保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定することはできません。

#### (2) ご加入における留意事項

事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

### 3. 保険責任の開始日時

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に開始し、継続加入については継続後の補償開始日の午後4時に開始します。

### 4. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレット内面に記載の(補償の概要)「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

### 5. 保険契約の無効・取消し・失効

(1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、保険は無効となります。

す。この場合は、保険料は返還しません。

(2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

(3) ご加入後に被保険者が死亡された場合は、保険は失効となります。この場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、死亡保険金をお支払いした場合には、その部分にかかる保険料は返還しません。

### 6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することができます。また、その場合、保険金もお支払いできません。

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること

④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること

⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

### 7. 脱退時の返戻金

JA自転車倶楽部から脱退される場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返戻金としてお支払いする場合があります。返戻金の額については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返戻金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80% (破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%) まで補償されます。

## ■その他ご注意いただきたいこと（ご加入内容の確認事項）

### 1. ご加入時にご注意いただきたいこと

(1) 賠償責任の補償につきましては、お客様やご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。

(注)確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご留意ください。

(2) 保険料は貯金口座から引落しいたします。領収証の発行はいたしませんので、通帳をご記帳いただきご確認ください。

### 2. ご加入後にご注意いただきたいこと

(1) ご加入後に加入者証をご加入者へお届けしますので大切に保管してください。

(2) JA自転車俱楽部は自動継続となっておりますので、補償終了日の3か月前までに脱退のお申し出がない限り、ご契約は自動的に継続され、保険料が引落しされます。

(3) 自動継続停止のお申し出につきましては、補償終了日の4か月前頃に送付される「自動継続のご案内」に記載の共栄火災コールセンター（JA団体傷害保険コールセンター）へお電話いただくことでお手続きできます。※通話料は無料です。

### 3. 万一事故が発生した場合には

(1) 事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

(2) 損害賠償金の全部または一部を承認しようとされるときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。あらかじめご相談いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(3) 賠償事故の解決のために共栄火災がお手伝いする内容  
○日本国内における賠償事故（日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。）の場合、示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝いをします。  
○日本国内における賠償事故（日本国外の裁判所に訴訟が提起された

場合を除きます。）の場合、被保険者と被害者の同意があるときは、被保険者のために示談交渉を行います。ただし、被保険者が正当な理由なく共栄火災への協力を拒まれた場合には、示談交渉を行いません。

(4) 事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。

(5) 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

### 4. ご加入内容の確認事項

本確認事項は、お客様が今回お申込みされる保険について、

◆ご希望を満たしたことになっていること

◆加入依頼書の内容が正しく記載されていること 等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、「重要事項説明書」（契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明）を参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

#### 【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客様のご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、よくご確認ください。

補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）

補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・払込方法

被保険者の範囲

2. 加入依頼書に記載された加入者（被保険者）の「氏名」「性別」「生年月日」「満年齢」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

## お申込みいただいた後には…

●この保険は脱退のお申し出がない限り、毎年、自動的に継続されますので、万一の場合に備えてご家族の方にも保険のご加入内容についてお知らせください。

### 《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

### ●保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

### ●もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

共栄火災「JA団体傷害保険」事故受付コールセンター

0120-665-994 通話料無料

受付時間：24 時間・365 日

### ●お客様に関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受け保険会社が引受けの審査、本契約の履行、引受け保険会社および引受け保険会社のグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することができます。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することができます。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/>）をご覧ください。  
ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

### ●指定紛争解決機関

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 ナビダイヤル・通話料有料

受付時間：平日 午前 9：15～午後 5：00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

普通保険約款・特約は、共栄火災の専用ホームページ  
<<https://ja-hokenyakkan.kyoeikasai.co.jp/>>や右  
記QRコードからご覧いただけます。取扱代理店または共  
栄火災営業店にご請求ください。



\*QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご相談・お問い合わせは…

[取扱代理店]

アルプス農業協同組合

金融共済部 共済課 TEL 076-472-5488

[引受け保険会社]

J.A グループ

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>